

令和6年度三川町土づくり支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高品質な農産物を安定的に生産し供給できる土づくりを目的に土壌改良に取り組む三川町に住所を有する農業者、農業法人等に対し、予算の範囲内で三川町土づくり支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、三川町補助金等の適正化に関する規則（昭和38年規則第4号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象)

第2条 補助金の対象となる者は、土壌改良に取り組む農業者、農業法人、集落営農組織、共同組織又は団体とする。

2 補助金の交付対象となる項目（以下「支援項目」という。）、補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助率等は、別表のとおりとする。

3 前項の規定において補助金に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする者（以下「補助申請者」という。）は、令和6年度三川町土づくり支援事業費補助金交付申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出するものとする。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 町税の滞納がないことを証明する書類
- (4) その他町長が必要とする書類

(補助金の交付決定)

第4条 補助金の交付は、審査会において厳正に審査し、審査会の意見を踏まえて町長が決定する。

2 町長は、補助申請者が国及び県等の補助事業と併せて事業を実施する場合は、内容を精査し、必要な指導又は修正を加えて当該補助金の交付を決定するものとする。

3 前項の規定において、補助申請者は、国及び県等の補助事業の申請書又は実績報告書を町長に提出するものとする。

(補助事業内容の変更・取下げ承認申請)

第5条 補助金の交付決定の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、その内容を変更し、又は取下げしようとするときは、令和6年度三川町土づくり支援事業に係る事業変更承認及び同事業費補助金変更交付承認申請書（様式第4号）を提出し、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。ただし補助金の額の増又は補助金の額の2割を超える減を伴う変更以外の場合は、この限りでない。

(実績報告)

第6条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、令和6年度三川町土づくり支援事業実績報告書（様式第5号）に次の各号に掲げる書類を添付して町長に報告しなければならない。

- (1) 事業実施状況報告書（様式第6号）
- (2) 収支精算書（様式第3号）
- (3) その他町長が必要とする書類

2 前項に規定する実績報告等の提出期限は、補助事業の完了後30日を経過する日又は補助

事業に対する補助金の交付決定を受けた日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日とする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表

支援項目	補助対象経費	補助率	支援要件
土壌改良剤 散布支援	令和6年産主食 用米の水稲作付 圃場に投入する 土壌改良剤（肥 料取締法上の肥 料を除く）に要 する経費	購入価格の3/10以内 （上限1,000円/10a）	散布を行った初年度から 起算して3年間は継続し て土壌改良に取り組むこ と。 散布実施した圃場リスト （任意様式）及び土壌改 良剤の購入伝票等を添付 すること。